



島根県報

平成27年3月13日（金）
号外第41号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県人口移動調査規則の一部を改正する規則	（統計調査課）	2
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	4
島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	（建築住宅課）	10

【告 示】

島根県統計調査条例の規定による県指定統計調査の実施の一部改正	（統計調査課）	10
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	10
島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料の一部改正	（ ” ）	10

公布された条例等のあらまし

◇島根県人口移動調査規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

転入調査票の様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

(1) 病児保育事業に係る届出の様式を定めることとした。（第36条・様式第38号—様式第41号関係）

(2) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整備

(3) その他規定の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第11号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例中別表の改正規定の施行期日は、平成27年3月13日とすることとした。

規**則**

島根県人口移動調査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第9号

島根県人口移動調査規則の一部を改正する規則

島根県人口移動調査規則（平成12年島根県規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

[]

市町村名				1	1
------	--	--	--	---	---

島根県人口移動調査 (転入調査票) ㊤

- この調査は、島根県統計調査条例及び島根県人口移動調査規則に基づくものです。
人口の移動状況を明らかにし、定住施策などの行政に必要な基礎資料を得ることを目的としています。
- この調査票は、統計以外の目的には使用されませんので、ありのままを記入してください。
- ご不明な点は、窓口にお尋ねください。

☆次の該当する欄に○印と数字を記入してください。

1 転入される方 (世帯主など) の性別及び出生年月

(男) (女)	(大正) (昭和) (平成)		年		月	生まれ
---------	----------------	--	---	--	---	-----

2 一緒に転入される方 (家族など) の性別及び出生年月

(男) (女)	(大正) (昭和) (平成)		年		月	生まれ
(男) (女)	(大正) (昭和) (平成)		年		月	生まれ
(男) (女)	(大正) (昭和) (平成)		年		月	生まれ
(男) (女)	(大正) (昭和) (平成)		年		月	生まれ
(男) (女)	(大正) (昭和) (平成)		年		月	生まれ

※全員が記入できない場合には、窓口へ申し出てください。

☆以下は、1の転入される方 (世帯主など) について記入してください。

3 転入前の住所

(1) 島根県内の他の市町村からの転入の方

島根県 (市) (町) (村) → (1) はい (2) いいえ

以前、転入市町村にお住まいになったことがありますか。

(2) 島根県以外又は国外からの転入の方

(都) (道) (府) (県) 又は (国外) → (1) はい (2) はい (3) いいえ

以前、島根県内にお住まいになったことがありますか。

4 転入される主な理由 (1つだけに○印をしてください。)

(1) 転勤	(5) 結婚・離婚・縁組・離縁など
(2) 就職 (求職中を含む。)	(6) 住宅 (新築・購入・賃借など)
(3) 転職・転業	(7) 退職・家族の事情
(4) 就学・卒業など	(8) その他 (理由:)

5 今回の転入市町村に5年以上住む予定ですか。

(1) はい (2) いいえ (3) わからない

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第10号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

（病児保育事業の届出）

第36条 法第34条の18第 1 項の規定による届出は、病児保育事業開始届（様式第38号）によるものとする。

2 法第34条の18第 2 項の規定による届出は、病児保育事業変更届（様式第39号）によるものとする。

3 法第34条の18第 3 項の規定による届出は、病児保育事業休止（廃止）届（様式第40号）によるものとする。

4 法第34条の18第 3 項の規定により事業の休止を届け出た者が事業を再開したときは、遅滞なく、病児保育事業再開届（様式第41号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

「
様式第34号中

種 類	一時預かり事業（事業類型：保育所型・地域密着型）
-----	--------------------------

 を
」

「

種 類 （事業類型）	一時預かり事業（一般型・幼稚園型・余裕活用品・居宅訪問型・ 地域密着Ⅱ型）
---------------	--

 に、
」

「2 事業計画書

ただし、添付書類について、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、を
この限りではない。」

「2 事業計画書

ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付を要しない。」に改め、同様

式備考2を次のように改める。

2 「種類（事業類型）」欄の事業類型は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事業類型とし、該当するものを○で囲むこと。

- (1) 児童福祉法施行規則第36条の35第 1 号に掲げる場合に該当するもの 一般型
- (2) 児童福祉法施行規則第36条の35第 2 号に掲げる場合に該当するもの 幼稚園型
- (3) 児童福祉法施行規則第36条の35第 3 号に掲げる場合に該当するもの 余裕活用品
- (4) 児童福祉法施行規則第36条の35第 4 号に掲げる場合に該当するもの 居宅訪問型
- (5) 児童福祉法施行規則第56条に規定する場合に該当するもの 地域密着Ⅱ型

様式第37号中「2 事業計画書」を

「2 事業計画書

ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付を要しない。」に改める。

様式第38号から様式第41号までを次のように改める。

様式第38号 (第36条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟
電話番号

病児保育事業開始届

下記のとおり病児保育事業を開始するので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

事業の種類及び内容	種 類	病児保育事業			
	内 容				
経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	氏名（法人の名称）	住所（主たる事務所の所在地）			
条 例 、 定 款 そ の 他 の 基 本 約 款	（別添1のとおり）				
職 員 の 定 数 及 び 職 務 の 内 容	職 種	職 務 の 内 容		定 数	
主 な 職 員 の 氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	
主 な 職 員 の 経 歴	（別添2のとおり）				
事 業 を 行 お う と す る 区 域					
事業の用に供する施設	施 設 名 称				
	施 設 種 類				
	所 在 地				
	利 用 定 員				
建 物 そ の 他 設 備 の 規 模 及 び 構 造 並 び に そ の 図 面	施設の面積	m ²			
	保育室	m ² [1人当たり m ²]			
	その他	m ²			
	建物の構造	造 階建（配置図及び平面図を添付）			
	その他の主要な設備	()			
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日	年 月 日				

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付を要しない。

備考

- 1 届出者が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「主な職員の氏名」欄及び「主な職員の経歴」欄は、病児保育事業の責任者など主としてこの事業を担当する職員等について記入すること。
- 3 「事業を行おうとする区域」欄は、市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称も記載すること。
- 4 記載事項が多いためにこの様式によることができないときは、適宜この様式に準じた様式を用いるか、又は別添とすること。

様式第39号（第36条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟
電話番号

病児保育事業変更届

下記のとおり病児保育事業の届出事項を変更したので、児童福祉法第34条の18第2項の規定により届け出ます。

記

経営者の氏名 (法人の名称)	
経営者の住所 (主たる事務所の所在地)	

施設の名称	
施設の所在地	
変更事項	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） 3 条例、定款その他の基本約款 4 職員の定数及び職務の内容 5 主な職員の氏名及び経歴 6 事業を行おうとする区域 7 事業の用に供する施設 (1) 施設名称 (2) 施設種類 (3) 所在地 (4) 利用定員 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 9 事業開始の予定年月日
変更内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

備考

- 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第40号（第36条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟
電話番号

病児保育事業休止（廃止）届

下記のとおり病児保育事業を休止（廃止）するので、児童福祉法第34条の18第3項の規定により届け出ます。

記

経 営 者 の 氏 名 （ 法 人 の 名 称 ）	
経 営 者 の 住 所 （主たる事務所の所在地）	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止（廃 止）の 予 定 年 月 日	年 月 日
休 止 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止（廃 止）の 理 由	
現 に 便 宜 を 受 け て い る 児 童 に 対 す る 措 置	

備考 届出者が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第41号（第36条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 氏 名 ㊟
電話番号

病児保育事業再開届

下記のとおり病児保育事業を再開したので、児童福祉法施行細則第36条第4項の規定により届け出ます。

記

経 営 者 の 氏 名 (法 人 の 名 称)	
経 営 者 の 住 所 (主たる事務所の所在地)	

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 開 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、添付を要しない。

備考 届出者が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第64号）中別表の改正規定の施行期日は、平成27年 3 月 13 日とする。

告 示

島根県告示第184号

島根県統計調査条例の規定による県指定統計調査の実施（平成21年島根県告示第198号）の一部を次のように改正し、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4の(1)中「及び」を「、」に改め、「有無」の次に「及び転入市町村での居住予定」を加える。

島根県告示第185号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成27年 3 月 13 日から施行する。

平成27年 3 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表出雲市の項中

今市	耐火構造 2 階建	平成15	1.00
	中層耐火構造 5 階建	平成16	

を

「

今市	耐火構造 2 階建	平成15	1.00
	中層耐火構造 5 階建	平成16	
川北天神	中層耐火構造 5 階建	平成26	1.00

に改める。

」

島根県告示第186号

島根県営住宅条例の規定による入居者駐車場の使用料（平成26年島根県告示第115号）の一部を次のように改正し、平成27年 3 月 13 日から施行する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
表出雲市の項中

今市団地	1,620円
------	--------

 を
」

「

今市団地	1,620円
川北天神団地	1,728円

 に改める。
」